

平成25年6月定例会 県土整備委員会(付託)
平成25年6月20日(木)
〔委員会の概要 危機管理部関係〕

寺井委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時04分)

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、先の委員会において、説明を聴取したところ
ありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについて(資料①)

三宅危機管理部長

この際、1点、御報告をさせていただきます。

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについてでございます。お手元に御配付の資料その1を御覧ください。国産牛に関するBSE対策の見直しにつきましては、資料の1の経緯にも記載しておりますとおり、本年5月に内閣府食品安全委員会から、検査対象を48か月齢を超える牛に引き上げても人への健康影響は無視できるとの答申が厚生労働大臣に出されたことを受け、厚生労働省では、検査対象月齢を引き上げるため関係法令を改正し、7月1日から施行することとしており、あわせて、厚生労働省と農林水産省の連名により全国の自治体へ、全頭検査の見直しを依頼する文書が出されております。

また、同時期に、世界共通の動物衛生基準等を定める国際機関による日本の評価も格上げがされたところでございます。

こうしたことから、2の本県の対応方針といたしましては、食品安全委員会の答申、県民の皆様、事業者等の関係者の方々から頂戴した御意見や、県の食の安全安心審議会における審議結果などを踏まえ検討を行ってまいりました結果、全頭検査を見直し、本年7月1日から、48か月齢を超える牛を対象に検査を行うこととしたいと考えております。

今後とも、国産牛肉をはじめとした、食の安全安心確保のため、県民の皆様に対し、分かりやすく丁寧な説明と適切な情報提供に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

先の委員会における私の答弁について、訂正させていただきたいと思います。

達田委員の御質問に対しまして、特定活断層調査区域内にある特定施設数を約700と答弁させていただきましたが、私が質問を誤認し、誤った数値を答弁いたしました。この700という数字は御質問のあった特定施設の数ではなく、人家も含めた全ての建物の数の概数でございました。

なお、この数字につきましては、あくまでも業務の参考とする上で、地図上で数えたものであり、現在の建物数を正確に反映したものとはなっておりません。この件に関しましては、岸本委員に御答弁させていただいたとおり、県では特定施設の数、把握していないということに訂正させていただきたいと思います。

改めまして、委員各位に深くおわびを申し上げますとともに、今後このようなことがないように十分注意してまいります。

岸本委員

事前の委員会でお尋ねして、今のような話になったのですけれども、それ以降、私、それから達田委員も聞かれましたし。それ以降、この特定施設の数は何戸あるのかという調査はされましたか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

特定施設の数についての御質問でございますが、特に市町村の公共施設は、前回委員会では、県の施設として3施設あると御報告させていただきました。

その後、市町村の公共施設について、関係の市、町に聞き取りを行いましたところ、調査対象区域が比較的山間部や山裾を通っている地域も多いということもございまして、消防団の分団詰所や水道事務所など、規模の小さい建物はございましたが、市町村の公共施設におきましては、既存施設は、規制の対象ではありませんが、条例でいうところの一定規模以上の特定施設、例えば、事務所であれば3階以上かつ1,000平方メートル以上といった特定施設はございませんでした。以上でございます。

岸本委員

消防分団詰所などというのはあると、ただし、特定施設の中には基準上入っていないという御回答かなと思います。それでは、特定施設ではないけれども、地方自治体の出先となっているような、特定施設外の自治体の建物は何戸ありますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

特定施設以外の公共施設の数についての御質問でございますが、これも関係市、町に聞き取りを行ったところ、特定施設に該当しない規模の小さい施設というのは、9施設でございました。また、関係市、町に対しましては、今後、区域内で特定施設に該当する規模の建替えや、新築を行う際には、届出や調査が必要となることなど、条例の規制内容につ

いて説明を行ってきたところでありますが、今後とも条例に理解をいただきますよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

岸本委員

県の特定施設三つ、特定施設ではないが市町村の関係で九つあると、この12施設について、移転を求める対策をとっていく必要があると考えるのですけれども、その辺りについてはどうですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

県施設で3つの特定施設、あと特定施設には該当しない9つの市町村施設があるといったものなのですが、1点訂正させていただきます。県の3施設のうち、2施設が特定施設で、1施設はそこまでいかない規模の小さなものでございます。合わせて12施設ありますが、これらについて移転を求めていくべきではないかという御指摘でございますけれども、中央構造線の活断層地震の発生確率は、今後30年間で、最大でも0.3パーセント、発生周期も1,100年から1,700年と言われており、当面差し迫ってはいないとも言われているところでございますが、ひとたび地震が発生すれば、委員が御指摘のように活断層の直上では地層のずれによって、どんなに対策を進めても甚大な被害が発生すると予想されております。こうしたことを未然に防ぐためには、委員が御指摘のように区域外の移転も有効な対策の一つであると認識しているところであります。

しかし、今回の条例では長期的視点に立って、緩やかな土地利用の適正化を目指すことを目的としておりまして、既存施設に直ちに移転等を求めるものではなく、将来区域内で一定規模以上の施設の建替えや、新築を行う際に調査をしていただき、活断層の直上を避けて建築していただくことを求めることとさせていただいております。

このように、公表した幅40メートルの調査区域内につきましては、直上さえ避ければ区域内であっても通常どおり特定施設の建築が可能であること、既存施設や民家は規制の対象でないといったことについて、正しく理解をいただきますよう関係市町などへ周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

岸本委員

今後どのように周知を図っていく予定ですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今後どのように周知を図っていくのかということですが、5月12日にこの区域案を公表したあと、県では電子媒体で県ホームページ、そして、紙媒体では南海地震防災課、あるいは県立防災センター、西部県民局、あるいは最寄りの関係市、町において、図面を閲覧できる体制を整えますとともに、建築宅地建物取引業、医療福祉など関係93団体に調査区域案の公表、開始時期、規制内容等をお知らせしてきたところでございます。

また、鳴門市自主防災会連絡会など住民を対象とした会にも出向いて説明を行っている

ところでございます。

さらに、住民等への十分な浸透を図っていくため、関係市、町にお願いをいたしまして、広報誌やホームページで周知を行っていただいているところであります。

今後、また引き続き関係市、町とも連携し、市、町の意向も踏まえまして、住民説明会において積極的に説明を行う予定をしており、今月6月には板野町で3回ほど住民説明会を開催し、7月から8月にかけては鳴門市でも住民説明会を開催していきたいと思っております。あわせて、今議会に補正予算案として要求させていただいております特定活断層周知啓発事業を活用いたしまして、周知啓発資料の作成でありますとか、専門家を招いた活断層に関する講演会の開催など、住民や県民の皆様にも条例の趣旨について、十分御理解いただけるように、より一層の周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

懇切丁寧に説明をしていくということなのでしょうけれども、先ほどありました12施設、中央構造線の活断層地震の発生確率は、今後30年間で、最大でも0.3パーセントだということではあるのですけれども、住民からどうするのかと求められたときにどのように答えるのですか。0.3パーセントですよと言って、それほど急ぎませんと言いながらも、活断層上は規制がありますという答弁であろうかと思うのですけれど、この辺りのことを住民の人に理解してもらうには、どうすればよいのでしょうか。どのように考えますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

住民の方、特に民家に対して、どのような説明をしていくかということであろうかと思いますが、個人の方は今回条例の対象ではないのですけれども、まずは、この区域に活断層が通っていることを、正しく知ってもらうということです。県では今回こういった、活断層の存在が明確な区域をお示ししたということの説明させていただくとともに、一般住宅を始めとする特定施設以外の建築に際しましては、地表面での活断層の位置が判明している場合に、建替え等をするときには活断層をまたがないように御検討をいただくなど、可能な範囲において対応いただきたいと考えております。

また、先ほど言いましたように、発生確率は低いものの、南海地震をはじめとする高い発生確率の地震に対しましては、常に活断層のずれに対する対策だけにはとらわれずに強い揺れに対する日頃からの備えが重要であります。引き続き住宅の耐震化でありますとか、家具の固定、窓ガラスの飛散防止対策等に、日頃から備えていただきたいということを粘り強く説明していきたいと思っております。以上でございます。

岸本委員

始まったばかりですので、その12施設については十分精査をしていただいて、対象外であっても、老朽化が著しいとか、問題のある施設があるのであれば、あるいは問題がなくても財政の許す限り、移転ないしは建替え、また少しずらして建てるなど、そのようなこ

とを進めていただきたいと思います。そうすることが、住民の方に活断層の上に建てないようにという啓発にもなるかと思しますので、お願いいたします。できましたら、次の議会等々でも経過が分かればお聞きしたいと思います。今日はこれで終わります。

児島委員

部長から御報告をいただきましたBSEの対策の見直しについて、何点かお伺いしたいと思います。ちょうど私も県議会の畜産振興議員連盟の役員をしております、畜産業者の皆さん方からも今回のこのBSE対策の見直しについて、いろいろな御意見をいただいているところでございます。

私が言うまでもなく、平成13年9月10日に、我が国で初めてBSEに感染した牛が発見されて以来、牛肉をはじめとする食の安全性に対する国民の不安が非常に高まって、大きな社会問題になったわけであります。このことは本県におきましても消費者の買い控えによる農林水産物の消費の停滞を招き、今、申し上げましたように、本県の主要産業であります農林水産業や食品産業への非常に大きな影響が心配されたわけであります。

我が国は消費者の安全と安心を確保するために、全頭検査を実施してきたわけであり、本県でも他県に比べて非常に早くから全頭検査を実施してきたわけでございます。そのような中、今回見直していくという御報告が部長からありましたので、その具体的な理由等について、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、総合的なBSE対策の実施によりまして、BSEのリスクが低下したとありますが、本県として、これまでどのようなBSE対策を進めてきたのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

篠原安全衛生課長

今、委員からBSEのこれまでの対策をどのように進めてきたのかという御質問をいただきました。

お手元の資料その1の裏面を御覧いただきますと、我が国のBSE対策の見直しについてということで、分かりやすく書かせていただいております。なお、これまでの総合的なBSE対策の実施ということで、①から③まで書いてございます。

1番目にはBSEの感染防止対策といたしまして、BSEの発生原因とされます牛由来の肉骨粉を牛などの反すう動物に与えないための飼料規制を行ってきました。

2点目に食肉の安全性確保といたしまして、と畜場におきましては感染物質いわゆる異常プリオンなのですが、それが蓄積する部位、これを特定部位と申しますが、回腸遠位部やへんとう、脳、脊髄になりますけれども、これの確実な除去と焼却をやってまいりました。それに加えまして、と畜場におけるBSEの検査とリスクの高い死亡牛の検査の実施、更には海外からの感染物質の侵入防止対策といたしまして、BSEの発生国からの肉骨粉や牛肉の輸入停止措置等を行ってまいりまして、人並びに牛への感染防止とともに、海外からの侵入防止対策などのBSE対策を総合的に行ってきたところでございます。以上でございます。

児島委員

分かりました。対策につきましては、今、御説明をいただきました。そしてこの中身につきまして、何点か質問していきたいと思います。

食品安全委員会で48か月という数字がどのように出てきたのか、そして、今、言われたように48か月を超える牛を検査するだけで、本当に安全性を十分チェックできているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

篠原安全衛生課長

委員から48か月がどのように決まってきたのか、また、48か月を超える牛の検査だけで、本当に安全なのかという御意見をいただいております。

先ほどの資料の裏面を御覧いただきますと、委員からもお話がございましたが、我が国において、BSEが発生したのは、平成13年9月10日です。先ほど申し上げましたけれども、そのときに飼料規制やいろいろな対策をやってきまして、BSEが発見された一番最後の牛、最後に生まれた牛というのが平成12年の1月になります。その牛を最後に、それよりあとに生まれた牛からはBSEが発生していないという状況がございます。つまり、この11年間は、BSEの発生がございません。このようなことから、今後、日本ではBSEが発生するということがほとんどないということが、先ほどの資料の表面で示してあります、OIE(国際獣疫事務局)の資料でもいわれてます。

48か月につきましては、日本のBSEの陽性例の中で、一部を除きまして48か月以上のものが陽性であったということ。最初にイギリスをはじめ、ヨーロッパでBSEは発生したのですが、その陽性牛の状況をみてみますと98パーセントが48か月以上の牛で見つけられているという状況でした。さらに、経口投与試験の中でも48か月以降で感染物質、異常プリオンが検出されるという状況がございます。

これらのことから、BSEの検査の月例を48か月以上に引き上げても、人への健康の影響は無視できる状況にあります。今後、飼料規制等が継続されますと、検査対象月例を引き上げたことで、十分安全を担保できるという状況でございます。以上でございます。

児島委員

今の御説明で内容は理解できたのですが、やはり冒頭に申し上げましたように、県民の方々からは不安の声やいろいろな御意見も聞くわけでありまして。この見直しに当たって、県として、県民の方々と意見交換をしてきたとは聞いているのですが、この状況について、どのように把握しているのかお聞かせいただきたいと思います。

篠原安全衛生課長

委員からこれまでBSEの検査見直しについて、県民の方々にどのような意見交換をし、どのような内容があったかという御質問でございました。

BSE対策の見直しにつきましては、県民の方々の理解が必要であることから、5月24

日に、消費者の方々を対象に説明会を開催してございます。さらに、5月31日には食の安全安心審議会を開催しました。ここには一般公募の消費者代表の方もいらっしゃいます。その中では、消費者に対して分かりやすい説明をしてほしい、個人輸入する医薬品や化粧品の安全性はどうか、輸入牛肉の安全性についてはどうか、また、県として、今後どのような対応をしていくのかというような意見がございました。ここではBSEの今回の月齢見直しについて、反対だという意見はございませんでした。以上でございます。

児島委員

県民の方々の心配する声が我々には聞こえてきているところですが、そのような形で意見交換会等の場ももって意見を聞いていただいているということでございます。全国で足並みをそろえて見直しをしていると思うのですが、今、申し上げましたように、消費者の皆さん方は、この件に関しては、非常に混乱をしておりますし、特に我が県におきましては、徳島のブランド牛、阿波牛に対する信頼性が変わってくるという心配もあるわけであり、そのような関係で、現在、徳島は最初に手を上げたのですが、この見直しについて、今、他県の状況はどうなっているのか、その点をお聞かせいただきたい。

篠原安全衛生課長

今、委員から、消費者の方は非常に心配されているところである見直しについて、他県の状況はどうかというお話をいただきました。

今回、BSEに対する見直しにつきましては、消費者の皆様方の不安の払拭の観点から全国一律で行われるのが望ましいということもございまして、先ほど資料にもお示しさせていただいておりますように、厚生労働省と農林水産省の連名で、見直し依頼というものも来てございます。そのような中で、全国で75の自治体が食肉の検査をしております。その中で、74の自治体は見直す方向ということで、厚生労働省からも伺っております。あと、残りの1つの自治体では、見直し時期について7月1日からというのがどうかということで、まだ決めかねているような状況だと聞いております。一番近々には熊本県が見直すということを聞いてございます。そのような状況でございます。

我々も7月1日に向けまして、消費者の方に分かりやすい説明を、ということで7月1日に検査の状況をお知らせするための現地の説明会等を開催することも考えてございますので、またよろしく願いいたします。

児島委員

分かりました。今、国の食品安全委員会、そして国際的な検査機関でありますOIEにおいて、科学的根拠から国産牛の安全性が確認されて、今回の見直しに至ったということは理解しているわけであり、冒頭に申しましたように、やはり、消費者の立場からすれば、そして、また本県の畜産振興を図るためにも、これからはしっかりと本県としての検査を十分していただいて、県産牛の安全・安心を確保すること、これが一番望まれるわけでございます。

そして、今、お話いただきましたように、県民に対しても分かりやすい形で説明をしていただいて、これからのこの対応については、心配ないのだという状況も踏まえて、十分情報提供していただけますように要請して終わりたいと思います。

丸若委員

私はもう一度、中央構造線のことについて質問させていただきます。実は、先々週に地元のボランティアグループの総会がありまして、何か県政のことについて話をしてほしいということで、そのときに、このA3の資料のうち、阿波町周辺の部分、この2枚だけ持って行ったのです。この赤線がある所、黄色線がある所、それから赤線が切れている所ということで、いろいろ話をしていましたら、たまたま参加された方の中で、親戚の家が赤線の中に入っているという方がいらっしゃいまして、それでいろいろと話があったのです。

そのときに聞かれたことで、私も確認しないといけないと思ったことがありますので、その質問をしたいと思います。このQ&Aにしたがってお聞きします。

まず、今議会にかけて、平成25年8月30日に県報で公示ということになっているのですが、この前の説明のときに赤線の所は、航空写真等々で明白な所で、黄線の所は造成していたりして分かりにくい所というお話であったのですが、ということは赤線の所は、中心に構造線が走っていることが明々白々であって、その前後ということであれば、その赤線の所は、この中心に構造線があるということを確認のものとして、この8月30日に、県は公示するのですか。まずそこからお願いします。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

活断層調査区域の扱いについての質問でございます。

この幅40メートルの赤い区域におきましては、昨年、活断層の専門家である5名の学識経験者によって、活断層の位置を特定していくに当たって、幅40メートルのうち、センター部分が一番活断層が通っている確率が高いと予測されるのでありますけれども、実際、その航空写真に落とす場合に現地の状況等と若干ずれがあったり、あるいは、活断層の幅も場所によって違うだろうということで、40メートル幅という区域を示しております。そのようなことで、センター部分が活断層ということではありません。

なお、この区域をそのまま8月30日に公示する予定でございます。

丸若委員

先日、地元で説明したときにも、活断層の真上に建っている建物については、調子が悪いから活断層上は避けてくださいということを示すためにやっているのだという話はしたのです。ですから、その区域からずれていたら、通常の耐震補強でよいからという話をしました。

それともう一つ、その時はJ-SHISで調べていなかったのですが、日本全国の活断層がどれぐらいの周期で、どのように動いているかというのがあって、最近地震学者の予測は当てにならないといういうことが定説になりつつあるので、これもどこまでか分から

ないのですけれども、今、県が地震の発生確率をゼロから0.3パーセントという数字で示しているのは、恐らくそういったところから出ているのだと思うのですけれども。これを見ますと、去年のものです。最近活動したのは462年前、西暦でいうと1555年頃に動いたということです。そして、発生周期が1,300年ということであれば、今度動くとも予測されるのは西暦2850年頃と。だから先日の説明会で前の方に座っていた人にも、そのときには多分、皆さん生きていないだろうからという話はしたのです。建物もそれまでに何代も建て替わるだろうから、子々孫々代々、御親戚の方が、今度母家を建てるときには床替えする等してやりなさい、やった方がいいですよという話はしたのです。

先ほどの岸本委員の質問の中でも答えられていたように、その辺りは、やはりきちんと行っていくことが必要であろうし、一方では、我々でもここに活断層がありそうだということは知っていたのですけれども、寝た子を起こしたという感があるのですよね。ですからそのところは、きちんと説明することが必要だと思います。

それと、もう1点、この表示のところで、先ほど言った造成等々で黄線になっている所があるのですが、一方で赤線になっていて、その途中がボコッと切れているわけです。これが中央構造線から亜流で細くなって出てきている所であれば、そうなのかなと思うのですが、中央構造線自体が切れている所はどうして黄線にならないのか、黄線になる所とならなかった所の差というのは、どのような判断になるのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回、赤で調査区域として指定させていただいたのは、地表等に明確な活断層の痕跡がある所でございます。また、活断層と活断層の間で何も入っていない白い所は、例えば、堆積層が厚いなどの理由により、活断層が地表に表れていない所です。黄線の部分につきましては、調査をしても活断層の位置が確定できないおそれがあるということで、今回調査区域からは外すという扱いになっております。ただし、活断層につきましては、どこにあるか分からないということもありますので、活断層への注意は備えていただきたいと思います。

丸若委員

私が聞いているのは、中央構造線です。今、明確になっている所は、この黄線の所ではない、片方がブツッと切れているわけです。同じようにこの部分もそうですが、赤線と赤線との間の明確に分かる所、造成している所だと思うのですが、黄線になっているのです。だから黄線になっている所と、ぶつ切れになっている所の差というのはどのように考えたらいいか。例えば、私が地元の方に説明するとき、うちは黄線になっている、うちは赤線になっている、うちはこの中だけ白になっているといったときに、私はどう説明すればいいかということなのです。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

先ほど赤い所は活断層の位置が明確な所、黄色につきましては、過去の文献等で活断層

が通っているのは明らかなのですが、赤い所よりは位置が不明確、白い所は活断層の痕跡が見られない所といったことで理解していただきたいと思っております。

丸若委員

今のような説明であれば、そうかなということなのですが、ただ、今回、県がこの赤線の所に何か建物を建てる時には調べてからしてくださいと、これに従わなかったら勧告するかもしれませんよという話になっているのですが、この切れている所については、全然規制もないということで理解してよいわけですね。はい。分かりました。

次の段階に進みます。それと、次にこの手続論のほうで、私も建築については、多少、ペーパードライバーですけど、かじっているもので、聞きたいのです。

県が指定するこの赤線の中に、この資料の一覧表にあるような特殊建物を建てる時には、先に調査をしてくださいということなのですが、結果、いろいろ調査をして、そこが直上でないということが分かった場合は、工事に着手できるわけなのですが、実際は、工事着手の前に建築確認の申請手続がありますね。ですから、いろいろ県と事業者が調整して行って、直上でないということが確定し、県が建てても結構ですと言った後で、建築確認の手続に入るという認識でよいのでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

手続関係の話でございますけれども、この県への届出というのは、建築確認の前にしていただいても結構ですし、建築確認申請と並行していただいてもよいと思っております。

ただし、条例における届出の漏れがないようにするために、活断層調査区域に該当する市、町で建築申請を出される西部県民局、東部県土整備局、あるいは指定検査確認機関で、建築確認申請がなされる場合は、私ども南海地震防災課との間で情報共有をするという体制を整えておまして、申請が上がってくれば、案件があった場合には、確認審査の際、私どもに照会を行っていただくということで、条例に基づく手続がなされていないというようなことがないよう、体制を整えているところでございます。

丸若委員

私が聞きたいのは、今、言った流れで、建築確認と並行してといっても、公共施設であれば、皆さん大体分かると思うのですが、民間の場合を想定すると、ある事業者の方が、産直市場をしようとなったときに、県がこのような公表をしていくと、恐らくこの赤線の所は地価が暴落するでしょうね。これは、また別の話になってくるのですが、今だと地下も安いから、この辺りだと一坪当たり、幾らぐらいだろうか、5,000円ぐらいだろうか。それが1,000円ぐらいで買えると、そんなものですよ。ですから、それならたくさん土地を買って、いざこれをするといったときに、建築確認を並行してといっても、先にこれは敷地や地盤の情報ですから、建つか建たないかということで、多分協議に行くと思うのですよね。事業者が設計業者に委託して、委託された設計業者が、役所を回って、いけるかどうか聞きに行くでしょう。そのときに、8月30日に特定区域が確定されて、それぞれ今

言った確認機関や市町村で、こんなことがあるから気を付けてくださいという話に多分なると。確認書類を作る前ですけれど、ある程度、用地も決まって、こういうところに配置図を作るというところぐらいまでは決めて、それぞれの役所に回ると思うのです。そのときに、どこか分からないけれどだめですというのは、流れからいうと建築確認の途中なのだけど、まず農地でないということ、そして、各市町村の土地計画や、都市計画に違反してないかということの経由印というのをとるのですよね。その後、消防や保健所の経由印がベタベタと付いた書類を持って建築確認を出すわけです。それから、これは、具体的に私自身がイメージしたのですが、今言った経由印をとるとしたら、どこの時点で引っかかるのでしょうか、それとも、先ほど私が建築確認はどの段階でするのかと言ったら並行してもよいとのことであったのですが、大体は今言ったように県との中でこれで大丈夫か、直上か直上でないかという確定をしてから作るのだけれど、これもっと極端に言うと、直上であったとしても、業者が、土地を買っているのだから私はこれをするのだと、どこに文句あるんだとなったときに、県は勝てるのかなと思うのです。どの時点で、その計画に歯止めがかかるのか。繰り返しになるけれど、民間業者が違反を承知の上で建てた場合に、どこでブレーキをかけるかということ想定されているのか、お聞きします。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

民間業者が区域内で建築する時の歯止めについての御質問でございますが、委員御指摘のとおり、例えば、民間事業者等が条例に基づく届出を行わないとか、条例に従っていただけでない場合であっても、建築基準法に適合しておれば確認済証の交付を行うこととなると聞いております。ただ、条例においては、相手方に対しまして、より強い指導として、勧告を行うことができるとしております。

この場合は、先ほど言いました建築確認申請で出てきたときに、私どもに連絡が来るようになっておりますので、そこで確認を取りまして、もし、私どもに相談がなければ、そういった指導の意味合いで勧告を行ったり、あるいは、もっとひどい場合には、広く県民に対してその内容を公表できるといった対応を取らせていただきたいと思います。このようなことがないよう、条例の趣旨を御理解いただけるように相手方に対し、丁寧に説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

丸若委員

多分そうだと思うのです。上位法である建築基準法や都市計画法に入っていないから。これを県が条例で決めたからといって、建築規制をするということは、恐らくできないと思うのです。県が発表した趣旨は、私自身は十分理解しているつもりですけれども、でも、やはり周知を図るときには、本来、その辺りのところも理解してしないと、ややこしい話になったときにまた問題になりますし。

それから1つは、先ほど言ったように、これを公表することによって、例えば、宅地や農地を持っていて、将来宅地に売ってもよいと思っていた人が、恐らく売りにくくなるわけですね。もともとなかった所に急に中央構造線ができたというわけではないので、県の

立場からすれば、関係ないという話だろうけれど、でも、やはり関係があるのです。地震発生確率が2,800年周期といったら、恐らく皆さんも生きていないし、10代ぐらい世代が替わっているわけです。前に地震が起こったのが1550年というに関ヶ原の戦いの少し前ですから。それまで遡って分かるような人はほとんどいないと。よっぽど由緒正しき寺井委員長ぐらいなら分かるかもしれないけれど。それぐらいのレベルの話だということをきちんと説明しないとイケないであろうということなのです。

それともう一つ、このQ&A中のQ7で、県との協議が調べば、建築許可証のようなものが発行されますかと書いてあって、許可証書類は発行しませんとなっているのですよね。けれども、例えば、建築確認申請を県に出した場合であれば、県で分かるから問題はないけれど、例の姉齒事件のように県外に出したり、例えば、指定確認機関に誰かが出しているって、指定確認機関が県に問い合わせたと、そのときに出していませんと言っても、なかなか確認機関からすれば、県がそれでいけますと電話で言ってくれて流して行って、もしという話になったときに備えて、きちんと考えておくべきだと思うのです。これは別に構いません、また協議、検討してほしいと思います。私も多少、はしくれですので、今、言ったように具体的な手続をするときに、ある程度、性悪説で、悪い所にこうなった時の対応法を作っていただくということも必要であろうし、今回、私も調べていくと、全国でも初めて本県がするという事ですから。日本では10年で5センチメートルぐらいずれが生じているという話をネットでも書いてありますし、それから世界的に見ていくと、カリフォルニアも同じような活断層がたくさんあるようで、外国などでは既に活断層帯ということで指定して、直上だけでなく、それから10メートル、20メートル以内には建築規制がかけられているという所が結構あるのです。

ただ、徳島の場合は、あまり関係ないのですけれども、昔習ったフォッサマグナが位置するような所であれば、街中であるから、それぞれの自治体は指定したくてもできないということがあるようです。このような中で、徳島がこの指定をしたときに、ほかの県議会から質問があるかもしれないので、その際に対応がきちんとできるようにしておいてもらいたいと思うのです。

今、言いたかったのは、具体的な手続について、あくまでも条例として決めていくと、それぞれの財産権に関わってくることなので、県が新たに建てるものについてだけと言っても、市町村の首長さんからすると、今、既存の建物について、市民から問われたときに、安全ですと言うことはできない。今の周期説がどこまで合っているかも分からないし。ですから、県としては、条例で新しい建物ということで進めるのだろうけれども、やはり、既存の建物についてのエクスキューズをどうするかということも含めてやってもらいたい。それと、今、言った具体的な手続論の中で、それぞれに関わっている方にもいろいろ知識、事情を聴いて、マニュアル化していただきたいということを要望して終わりますが、危機管理部長に一つ、まとめの答弁をお願いします。

三宅危機管理部長

今後の状態を想定していろいろな御示唆をいただいて、本当にありがたいと思っております。

ます。委員からお話のように個々、個別のケースについてどのように扱うかというのは、非常に微妙なところですが、また、我々がもっとももっといろいろなケースを想定して手続等も考えていかなければいけないところは、まだあるかと思えます。

特に、委員からお話がありましたように、これまでの非常に長い歴史の中で中央構造線の存在自体は、そこに住まれている方にはある程度は、御理解いただけていただろうと。それが今回の条例という一定の規制、それも将来にわたっての規制ということなので、それをどのように考えるのかということで、県民の方も戸惑いがあるかと思えます。そのような点は、ただいまお話がありましたように、この条例の趣旨、そして条例が求めているものは、今、直ちにというものではありませんが、将来にわたって県民の方々の御理解をいただいて、真上を避けるということをしていくことで、将来、必ず活断層の真上での被害が、どこかで回避できるだろうと。そういったある意味、長い目で取り組むものであるということをして十分御理解いただくように、我々としてはまだまだ努力しなければならないと思っております。

それで、特に条例の趣旨については、県議会でも御議論いただいたわけですが、私どももこれを執行する段階では、やはり、東日本大震災での教訓をもとに、人の命を何よりもまず守っていくのだと。それからその次に想定外ということはやはり許されないのだと。このようなことから、長期にわたる取組が、徳島県でも必要だということで盛り込まれたと思っております。ですから、この条例を我々も県民の方々に十分御理解いただいて、そして混乱のないように8月30日のスタートができるよう、十分周知に努めてまいりたいと思っております。また、今、御示唆いただいたようなところについても、今後とも十分詳細を検討してまいりたいと考えております。貴重な御提言をいただき、ありがとうございました。

達田委員

先ほど児島委員からも質問がございましたけれども、説明のありましたBSE対策についてお尋ねをしたいのですが、2001年に全国で国内初の感染牛が見つかったということで、翌月からすぐさま全頭検査が始まったということなわけですけれども、2005年に米国産の牛肉の輸入再開に伴って、20か月齢以上に縮小してきたということですよ。それでまた今年の4月1日から30か月以上にしようとか、7月1日には48か月以上にしようとか。そのようにだんだんとなってきたわけなわけですけれども。このような中で、徳島県内では、具体的に昨年度までどれだけの検査を行っていたのか。それと、今年度4月1日からの分が分かっていたら教えていただけたらと思えます。

竹内食肉衛生検査所長

このBSEの検査は徳島県を含め、全国一斉に10月18日から実施されております。昨日まで、6月19日までの検査頭数でございますが、これにつきましては、12万2,629頭でございます。ちなみに全国での検査頭数になるわけですけれども、これにつきましては、平成25年4月30日までで、1,415万42頭でございます。以上でございます。

達田委員

これらの検査月齢というのは、どのようになっているのですか。国が20か月以上にしようといったときに、20か月以上にしてしまったのか。それとも、自治体独自で全頭検査が続けられてきたのかどうかお尋ねします。

篠原安全衛生課長

平成13年から今もBSEの検査は、全国同じに全頭検査を実施してございます。ただ、その前に食肉検査の御説明をさせていただきたいのですが、食肉になるためには農家から生きたままで牛がと畜場、いわゆる食肉処理場に運んでこられます。その牛につきましては、BSE以外の法律で決められた疾病も1頭ごとに検査してございます。その意味では、食肉において牛肉、豚肉につきましては、1頭ごとに検査をしております。そのような中で、平成13年に国内で初めてBSEが発見されて、その精密検査としてエライザ検査をしてきたと。今回、このエライザ検査の対象を48か月まで引き上げたということで、全体の中ではBSEの検査も疾病対象に入っております。ただ、異常な運動状況があるものについては、事前の生体検査でもチェックしますので、精密検査の部分だけ検査月齢が引き上げられたという御理解をしていただければと思います。

達田委員

48か月以上といいますと、全体のうち、どれぐらいの頭数になるのでしょうか。

竹内食肉衛生検査所長

ちなみに、本県での頭数でございます。平成22年度に処理した牛の頭数が8,855頭、このうち、48か月以上の牛が1,474頭、パーセンテージにいたしまして16.6パーセントになります。平成23年度につきましては、同じく8,241頭、このうち、48か月以上が1,176頭、パーセンテージにいたしまして14.3パーセント。平成24年度につきましては、牛の処理頭数は8,458頭、48か月齢以上につきましては1,244頭、ですから、14.7パーセントになっております。以上でございます。

寺井委員長

それでは、お昼が来ておりますので、午食のため休憩をいたします。(12時00分)

寺井委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時04分)

達田委員

午前中の続きになるのですが、どこまでいったか分からなくなってしまいましたので、まとめから先にいかせていただきたいと思います。

BSE対策なのですけれども、私は日本の食品の検査体制とか、そういうものに関しては非常に信頼ができると考えております。なぜ信頼できるかといいますと、やはり検査体制きっちりしてるということで、消費者の声をいかした対策がとられてきたと思うからです。それが次第に崩れてきたという、その背景が心配なわけなのです。

先ほどもお話が出ましたけれども、2003年から2005年にかけて米国産牛肉の輸入再開を巡って行われておりましたリスク評価について、食品安全委員会の役割がどうであったかということをやはり振り返ってみる必要があると思うのです。2003年5月それから12月にアメリカでBSEに感染した牛が見つかりました。日本政府は、すぐに米国産牛肉輸入を全面禁止したわけなのですけれども、その後、再開してもらいたいという声がアメリカ側からありまして、この条件として、日本側は、全頭検査をアメリカに求めたのですけれども、結局、アメリカではサンプリング調査しか行っていないということだったのです。これを拒んでおりまして、交渉が長期化するということが、まだ記憶にあるわけなのですけれども。結局、20か月以下の牛については、検査をしなくても、危険性はほとんどないということで、日本側の規制を緩める方向で、だんだんとハードルを低くしていったわけなのですよね。そういう背景があって、今回も私はTPPがらみで先取りだと考えてるわけなのですけれども、消費者あるいは生産者から出てきた声ではなくて、政治的な背景があって、検査を緩めていくのはいけないのではないかという思いがいたします。

その点に関しては、県の責任ではないのですけれども。検査そのものについては非常に安全性は信頼はしておりますが、そういう背景に対して、県はどのようにお考えなのかについてお尋ねしておきたいと思っております。

篠原安全衛生課長

輸入を含む、BSEの検査体制についての御質問でございますけれども、内閣府の食品安全委員会は、2001年のBSEの発生を受けまして、管理機関とは離れた第三者機関としてのリスク評価をする機関として位置付けされてございます。そこでしっかりと管理機関とは関わりのないところで評価したことでございますので、その安全性については十分議論されたということで理解しております。以上です。

達田委員

BSEに関しては、その原因が肉骨粉であったということが解明されて、きちんと取り除いて反すう動物には与えないようにしようという対策が取られてきたわけです。現在、徳島県内で肉骨粉は、製品としてどのような状態であるのか、全くないのか、肥料として使われているのか、もし把握しておられましたら教えてください。

篠原安全衛生課長

今、牛の肉骨粉が牛の飼料に流通しているかどうかという話でございますけれども、飼料については、私も十分把握しておりませんが、今のところ、熱処理した分については、肥料として使用することは可能であると聞いております。

達田委員

それに関しては、またあとで資料等をいただけたらと思います。

この問題は、1回や2回、消費者の皆さんとお話してというのではなく、食品の安全性について、全体を含めて、やはりもっともっと県民の皆さんに理解をしていただくというような取組が必要だと思うのです。ぜひ徳島県の食品が安全なのだと、肉が安全なのだというようなことを、皆さんにPRして県民自身が県外に対しても、徳島県はこうだから安全なのだと、きちんと言えるような状況をつくりだしていただきたいと思うのですけれども、その点だけお伺いしておきます。

篠原安全衛生課長

先ほど午前中にも児島委員の御質問にお答えしましたが、県民の皆様にご丁寧な説明をということを審議会でも言われております。そのようなことで、7月1日の検査見直しのとときに一般の方も含め、検査制度の見直しということで、現場の検査状況についての視察等を実施していきたいと御答弁させていただきました。できましたら、そのときに御参加いただけたらと思っております。以上です。

達田委員

食品ということで、口に入れるものですから、ゼロリスクのものはないという立場に立って、積極的な取組をぜひお願いしたいと思います。

次に、避難困難地区についてお尋ねいたします。これは、5月に報道された一連のもので、3.11の地震の際に津波被害を受けられた方で、災害弱者の避難支援計画を作っていた自治体のうち、震災時に役に立たなかったという所が4割あったという話も出ております。

そして、6月4日の報道ですけれども、津波対策として、避難困難地域を設定するというので、国土交通省の指針案が出されたとのことでした。これまでも津波、浸水に対する避難困難地域が、どこにどれだけあるのかということが言われてきました。今回、この避難困難地域を設定することと、どのように異なるのかについて教えていただけたらと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員から避難困難地域についての御質問がございました。

既に津波浸水が想定される市、町では、平成15年度に県が策定いたしました東南海・南海地震の津波浸水想定に基づきまして、避難場所までの距離をもとに、避難困難地域を指定しているところでございます。この地域については、各市、町では昨年10月に本県が公表いたしました南海トラフ巨大地震にかかる津波浸水想定に基づき、現在津波避難計画を見直している最中であり、避難困難地域の数も、今後、変わってくるものと思っております。

また、6月4日の徳島新聞に載っておりましたが、国土交通省では津波避難ビルや避難

タワー，周辺人口などを勘案し，避難困難地域を設定する手法を示した指針案をとりまとめたと聞いております。しかし，この指針については，まだ県に届いておりませんので，詳しい内容については，まだ把握できておりません。今後，国土交通省では，指針に基づき，市町村に避難困難地域の設定を促していくものだとは思っておりますが，今後とも，詳しい情報収集に努めてまいりたいと思っております。以上です。

達田委員

国土交通省が今回，津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針第一版(案)を5月に出しておりますけれども，3.11を踏まえた考え方が示されております。これが非常に参考になるのではないかと思います。

津波に強いまちづくりを検討するための考え方について一刻も早い公表が重要であるということで，第6章に今後，検討が必要な課題についてとりまとめたと書かれております。避難困難地域の設定の手法，あるいは，今までは自動車で避難するということは言われていなかったけれども，このような場合にはどうするかということが，今後の課題だということも書かれております。こういったものが全部できあがってから考えるというのではなく，やはり，一刻も早く公表することが重要だということで，これを参考にさせていただいて，自分の町の実態にあわせて避難できる場所を設定する，命を助けるという方策を自治体独自に考えてもらいたいということで，案ですけれども，これを公表しているのではないかと思います。そのようなことから考えますと，やはり，見直し作業に早く取りかかっていかないといけないのではないかと思いますけれども，いかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

津波避難困難地域の新たな設定についての御質問でございます。

既に各市町村におきましては，今後，国土交通省から出される指針を待たずに，消防庁から出されております津波避難対策推進マニュアル等に基づきまして，避難困難地域の設定を行っていると思っておりますが，委員御指摘のとおり，各市町村でこういった対策を進めていただきたいということにつきましては，指導していきたいと思っております。以上です。

達田委員

毎年，徳島県の母親大会というのがあるのですけれども，私，先日その防災対策の分科会に参加をさせていただきましたら，県の防災センターからお話に来ていただいて，非常に詳しい説明もしていただいて，参考になったのです。そのあと参加者からいろいろと意見が出てきたのです。学校にお勤めの方からは，学校や保育所は1階建てや2階建てになっていて，保育所などでしたら，どこもほぼ全部1階建てで，さらに近くに高い所がない。避難訓練をしたくても高い所がないということで，一番高いと思われる所に頼みに行ったけれども，そういった避難訓練はうちではできないということで，なかなか受け入れてもらえず困ってるのですというようなお声もありました。それは本当に深刻な問題ではないかと思うのです。ですから，子どもたちが日中過ごしてる所で，もし，そういう万が一の

ことがあれば、どこに逃げるのかということ、一早く決めておかなければ、訓練もできないわけなのです。そのようなところで、特に保育所、幼稚園、学校において、きちんと避難できるのかどうか、もう一度、点検をする必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

保育所、幼稚園、学校等の避難場所の確保ということにつきましては、各教育委員会等で取り組んでいるものとは思っておりますが、危機管理部といたしましても、地震対策行動計画を進める上で、このような避難場所の確保を総合的に指導し、進めていきたいと思っております。以上でございます。

達田委員

ここには教育委員会の方等はいらっしゃいませんので、学校に対する要望について直接は申し上げられませんが、津波被害がどうであるとか、避難計画をどうするかなどといったことは、こちらがきちんと立てて、そして学校等に分かっていただくということをしないう限り、実はそのような場所がないというのが、まず第1点。

もう1点は、あれだけ大きな災害が起きて、ここは津波が来ると分かっている所なのだけれども、避難方法が以前とほとんど変わってないという意見も多く出されました。それはどういうことかといいますと、やはり学校等では、何かあると一同に集合して、点検をした上で避難するということがやられていると。そうすることによって、どれほど大きな被害になったかというのが実例としてあるわけなのです。このようなことを見直しましょうとこちらから言わないと、危機管理部からこういう状況なのですよと言っていて、啓発をしていかない限り、なかなか変わるものではないと思うのです。

ですから普段、町に住んでいる大人たちは、その場所で逃げる。そして、学校に迎えに行かずに、子どもたちのことは学校に任せて、学校は学校で子どもたちの命を守るということに徹底していく必要があると思うのです。ですから、教育委員会等と連携し、きちんとこちらが主導して、こういう被害が、何分以内に発生するなどといったことをきちんと示して、何分以内にどこに避難するかという目標を立ててもらわなければ、大人は助かったけれども、子どもは危なかったというのでは困りますので。その連携をきちんとしていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

現在、各沿岸の市町村では、津波避難計画策定に向けて、いろいろと取り組まれております。先ほど室長から申し上げましたように、津波避難マニュアル等をもとにいろいろと避難の手法というの、当然検討されていると思います。県民の方の意識が十分醸成できるように、防災教育、防災啓発の面については、例えば、防災センターの出前講座でありますとか、あるいは我々から市町村のいろいろな御相談につきまして、アドバイスをしたりですとか、そういった形で、今後とも十分検討してまいりたいと思っております。

達田委員

ぜひ、どうぞよろしくお願ひいたします。

それで、このまちづくり計画において、避難困難地域をどのように割り出していくのかということで、津波避難ビル等に係るガイドラインでは、歩行速度を1分間に60メートルとして避難場所を決定するということでした。ここで、実際に東日本大震災の際に避難した方を例にとりますと、1分間に37メートルくらいということでした。逃げようかどうしようかと戸惑ったりすることもありますし、歩行の遅い方もいらっしゃいます。健常者にあわせるのではなくて、なかなか逃げられない方にあわせて設定する必要があります。そうなりますと、今ある避難ビルというのは、まだまだ足りないと思うのです。災害時に500メートルはなかなか歩いていけない。実際は400メートル台くらいです。さらに、まだ上へ上がらないといけないということになりますと、特に子どもを背負った状態では大変な状態でなかなか行けるものではありません。今、どこにも逃げるところが無くて困っているという所もあれば、高い建物はあるのだけれども、なかなか避難場所として認めていただけないという所もあると聞いております。ですから、そういう所は、県が積極的に避難ビルとして、どうか使わせてくださいと、もっともっと積極的にお願いに行く、そして、避難する場所のない所の対策は、地元の皆さんと早急に決めていくべきではないかと思うのです。そういった点で県の姿勢をお伺いしておきたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より高いビル等の津波避難ビル等としての利用を県としても積極的に進めていくべきではないかということでございます。

避難困難地域におきましては、高台や避難できる高いビルが周辺にないという区域でございますので、このことにつきましては、県としても市町村と連携を図りながら、そういった避難困難地域の解消に向けて政策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

達田委員

先ほど、まだ国からはきちんとした指針が示されていないということなのですが、恐らく案として出ている分をもって決定されると思います。ですから、これはまだ案だから実行しなくてよいということではなくて、きちんと市町村とともに研究されて、そして、安全な避難場所、命が助かる所はどこかということを一刻も早く決定をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひをして終わります。

岩丸委員

私からは消防団の現状とといいますか、充実してほしいなといった観点から質問をさせていただきたいと思います。特に人口減少が進む地域、また高齢化が進む地域にとっては、

消防団は非常に頼りでございますし、何とか活性化してほしいといったところから質問等をさせていただきたいと思います。

まずは、本会議において、我が会派の岡田議員から、未来の消防団員育成といったような観点からの質問がございましたが、それに関連して県内の消防クラブと申しますか、青少年消防クラブの現状について、教えていただきたいと思います。多分、減少傾向にあるのかなと思うのですけれども、現状はどうでしょうか。

野々瀬消防保安課長

まず、県内の青少年消防クラブの数の傾向について、御質問をいただきました。

青少年消防クラブに関しましては、平成24年現在では43クラブ、4,830名ということになっております。これは、平成11年の際には55クラブ、5,298名ということですので、若干減少ということになっております。

岩丸委員

平成11年に比べて若干ぐらいということで、イメージしていたよりは減り方が少ないというとおかしいですけども、そうかなと思うのですが、把握しておれば結構なのですけれども、そういったクラブの活動内容ですとか、活動の頻度といった点はどうでしょうか。

野々瀬消防保安課長

青少年消防クラブの活動内容について、御質問をいただきました。

活動頻度につきましては、そこまでは把握しておらないのですけれども、主な活動といたしましては、まず学校での消火火災予防の訓練ですとか、地域に出ていく場合には、地域の消防本部や消防団と連携して夜回り等を行ったり。また、中には地域の自主防災組織等々と協力をいたしまして、地域の方と一緒に避難訓練を行うといった活動をしておられるところもございます。

岩丸委員

大体避難訓練が主になるのですかね。例えば、消火訓練のようなものは消火器を使うぐらいだろうとは思いますが、そういう訓練の中でこの防災人材育成センターはどのように関わっておられるのか聞かせてください。

野々瀬消防保安課長

ただいま防災人材育成センターがどのように関わっておられるかという御質問でしたが、まず1点、私ども消防保安課と防災人材育成センターと申しますか、消防学校が協力して行っております。この活性化の事業の中で、平成22年度から青少年消防教室があります。こちらは年間に3か所ぐらいの青少年消防クラブの方と連携いたしまして、まずは1日消防学校で三つぐらいのクラブが集まって合同で消火器等を使った訓練をする。そして、またそのクラブがあります地元に出向いて行きまして、地元の地域の方や地

域の消防団の方と一緒に訓練をするということでございますので、まずは、消防学校で青少年消防教室というのを平成22年度から3か年ほど開催させていただきました。

おそれ入ります。この青少年消防教室消防学校なのですが、平成24年度は、日程上の都合がございまして、予定はしていたのですけれども、実際に開催いたしましたのは、平成22年度、23年度でございます。失礼いたしました。

岩丸委員

岡田議員の質問の中で、今年、全国規模の大会があるということで、御説明いただいていたように思うのですが、再度、具体的に御説明いただいたらと思います。

野々瀬消防保安課長

ただいま本年度に開催されます少年消防クラブ交流会の西日本の大会について、御質問をいただきました。

こちらは消防庁が主催ということになりますけれども、ちょうど私どもがこの青少年の消防クラブ育成のために事業を始めました際に、一方で消防学校で行ったような、幾つかのクラブが集まる交流会を、全国規模でやってはどうかということを提言しておりました。

そうしましたところ、昨年、やはり被災地が最初ということで、岩手県で東日本のブロックで、おおよそ22ぐらいのクラブを集めまして、東日本の少年消防クラブの交流会が開催されました。今年は提言をしておりましたように、徳島県でということでございまして、この8月7日から9日までの3日間、消防庁の主催により徳島県で開催されます。

その内容でございますが、主には2日目がメインになってくるのですけれども、消防学校におきまして、クラブ合同の訓練を行いましたり、防災センター等の見学をしたり、阿波踊り等の徳島の地域の文化に触れていただいたり、また集まられた西日本のクラブ員同士が普段活動の報告などをして、お互いに情報を交換して、交流を深めるといったものでございます。

岩丸委員

何人ぐらい参加されるのですか。

野々瀬消防保安課長

現在のところ20クラブ程度で、付き添いの大人等も含めまして170名程度ということで、募集をかけているところでございます。

岩丸委員

ぜひ機会があったら、少し見学もさせていただきたいと思うわけなのですけれども、いずれにしても非常に団員数も減っているということで、こういったことに興味を持ってもらって、少しでも将来的につながればと思うのですが、そのような中で、今の消防団の現状について、少し御説明いただきたいと思います。

ちょうど私の地元のことを申し上げますと、私の所は神山町消防団神領分団第2部が守ってくれているわけなのですけれども、現在12名の団員がおります。そんな中で、60歳代が3人、50歳代が5人、40歳代が2人、30歳代が2人というような年齢構成であります。私自身もそうなのですけれども、その第二部を退団してもう七、八年になるのですが、息子が入るまでなかなか辞められないというような状況がございまして、その60歳代の者は早く息子が後を継いでくれないかなと言っているような現状でありまして、非常に高齢化も進んでいるところであります。

そんなところで、どこともよく似たようなものかなと。特にうちのほうで申し上げますと、本来、一家に1人お願いしたいということなのですけれども、一家に1人だけでは少ないのではないかと、適正にその地域を守れる人数は大体12人ではないかというようなことがありまして、その12人を確保するために、8人か9人しかいない場合は、一旦退団していた親も一緒に入っているような事例も聞いたりするわけなのです。そういった非常に厳しい中ではあるのですけれども、本来この消防団というのは、多分、市町村のかもしれないかとは思いますが、県としても、そういうところのいろいろなバックアップをしていただきたいと思えます。

そんな中で、今の県の現状について、お分かりになっている範囲で結構なのですが、団の数がどうか、団員数とか、それから平均年齢、また先ほども申し上げました第二部というのは、私の所の地域では大体45世帯ぐらいで120人少々の人口と、そこに12人の団員ということで、年齢的にどうかというのは別にして、相当組織率といいますか、団員数の一人頭のということでは、非常に良いのかなとは思いますが、県の今の現状はどのようになっていますか。

野々瀬消防保安課長

ただいま県内の消防団の団員数や平均年齢等の現状について、御質問をいただきました。まず、平成24年の確定数値ということになるのですけれども、消防団員の数が1万1,043名ということになっております。平成24年4月1日現在ということになります。消防団は27団、そして平均年齢でございまして、平成24年には43.1歳ということになっております。

岩丸委員

平均43歳ぐらいというと働き盛りというか、非常にいいなとは思いますが、先ほど申し上げましたように、うちのほうでも12人いるとはいいいながら、いわゆる農協の職員さん、それから特に日中に火災が起こった場合、さあ出動しないといけないといったときに、すぐ間に合うのは自営で農業をしている人か、JAに行っている人ぐらいしかいないわけなのです。大体2人か3人しかいないというようなことで、さあ出動するといった時、ポンプがあるのですけれども、それを乗せるので精いっぱい、なかなか手が回らないのです。私たちも含めてそうなのですけれども、ある程度元気で、それぞれ自宅で農業をしたり、また地域のボランティア活動をしたりしている60歳代、70歳代の人がたくさん

んおります。そういった人たちは、大体それぞれ消防団で部長や班長を務めたことのあるようなOBがほとんどでございますので、そういった人の活用ができないかなと思います。例えば、先ほどお話した少年少女もそうですし、中学生、高校生ぐらいが本来は活躍してくれたらよいのでしょうけれども、それはなかなか難しい点があるかなと思いますので、そういうOBの人の活用ができないのかなと。例えば、火災現場に行っていわゆる消火活動するのは、非常に危険が伴いますので、けがをした場合などの保障等も出てくると思います。また、消防署や消防の自動車等がないので、団員それぞれが農業に使っている車を持ってきて、その車にホースから何から全てを乗せて走ることになるので、その運転をするとか、車を出してもらおうとか、そういったところで、これは市町村の話になるかとは思いますが、登録のようなことをしておいてもらって、最低限の保険等もどうにかかけてもらおうといったことができないかと思うのです。このようなことについて、どのようにお考えになるかお聞かせいただけたらと思います。

野々瀬消防保安課長

ただいま過疎で消防団員が不足している所で、何とかOBの方たちの力を活用する方法はないかと御提案いただいたところでございます。

正に委員がおっしゃるように、人口減で団員数の確保に困っておられる団の中では、県内でも一部機能別消防団員という制度を導入していらっしゃる所がございます。三好市さんなのですけれども、これは正にOBの団員の方が普段の警戒活動や訓練等に出て来ることはないのだけれども、実際に火災が発生したときには出て来る仕組みと伺っております。つまり、全ての活動をするわけではなくて、もしものときに何らかの活動をされるということなのです。あくまでも消防団員という扱いでございますので、委員がおっしゃる保障等の対応につきましても、団員であれば公務災害ということもでございます。県内でもそのような動きがございますので、また私どもも消防団の皆様や、市町村の消防団の担当の方と意見を交換する際もありますので、この三好市の取組などをもう少し詳しくお伺いして、お薦めすべきはお薦めしたり、皆さんの知恵をお借りして推進していけたらと考えております。

岩丸委員

ぜひお願いしたいと思います。

それと、これは徳島県の提言になるのですが、「未来につながる消防団員の確保に向けて」の中で政策提言の提言②の中で、「消防団員に対する各種資格取得要件の緩和」ということで、その団員がいわゆる資格を取得するときにその活動実績を経験とか科目の免除要件として認められる範囲として拡大してほしいと提言されておりますけれども、ここに載っている具体例としては、危険物取扱試験の科目免除で、ガソリンスタンドの保安監督等の乙種第4類へ拡大したらどうかということも出ておりますが、そのほか、具体的に何かあれば、幾つかあげていただきたいと思います。

野々瀬消防保安課長

ただいま本年5月に徳島発の政策提言「未来につながる消防団員の確保に向けて」と徳島から提言しました内容につきまして、御質問をいただきました。

その中で、消防団員に対する各種資格要件の緩和ということで、提言の例示では丙種危険物取扱者に関して、今、科目免除があるけれども、更にその上の乙種4類に拡大できないかということで、これにつきまして、ほかに何か例がないかということなのですが、実は、ここまで拡大すればよいという例示は今のところございません。

ただ、現状といたしまして消防団員で、ある程度、管理監督的な立場がありましたら、例えば、防火管理者の講習が、防火管理の意義や制度などの部分で免除されるですとか、現状の危険物取扱者試験の中でも燃焼や消火に関する基礎知識の部分が免除されますので、消防団員の確保自身は、全国的な問題でもございますので、何らかの形で現状の消防団員の方に報いるということ。それから最近では団員の方もサラリーマン化しておりますので、場合によっては企業には消防団に入っている職員を雇っていると、企業にもよいことがあるよという発想でしております。申し訳ございません。今のところはこの提言の中で例示したような危険物取扱者とその保安監督者の関係ぐらいしか、私どもでは探せなかったのですけれども。趣旨といたしましては、全国的な問題であるから国も確保に対して取り組んでいるのであれば、何らかの形で、まずは消防庁から消防団員に対する優遇ができないかという趣旨でさせていただいております。

岩丸委員

ぜひ自主防災組織も、とは思うのですけれども、何せ消防団はやはり一番頼りになる存在ですので、今後ともますます充実していくようよろしくお願いしたいと思います。

それから、あと1点なのですけれども、消防広域化推進計画が平成20年8月に出ておりますが、その中で、いわゆる広域化に向けた取組を行って、推進計画策定後5年度以内、遅くとも平成24年度までに広域化を実現することとなっているのですけれども、この現状についてどうなっているか、お聞かせいただいたらと思います。

野々瀬消防保安課長

ただいま市町村消防の広域化の現状について御質問をいただきました。

ただいま委員が本県の推進計画の中で、平成24年度末までに広域化を実現というところを取り上げられまして、既に平成24年度を過ぎているけれども、現状はどうかという御質問であったと思います。これにつきましては、元々経緯といたしまして、平成18年に消防組織法が改正され、国の基本方針が出まして、その中で平成24年度末までに広域化の実現をするということになっておりました。

ところが、この法が改正された直後の平成19年4月時点で全国で807の消防本部がございましたけれども、平成25年4月1日、今年度当初におけます消防本部は767ということで、実際に本県のような推進計画がそれぞれ立てられたのですけれども、それを足し上げていきますと、807が276になるはずであったのですが、現状といたしましては767という

状況になっております。ただ、国の消防庁におきましても、今の消防の現状といたしまして、例えば、救急業務の高度化、救命救急士のことですとか、火災の複雑化、例えば、雑居ビル火災等で、いろいろと防火の査察等もございます。そういった消防業務がいろいろと変わってきておったり、それから大規模災害への備え等もありまして、やはり広域化はこれからも進めていくべきだということがございます。国の基本方針がこの度改訂されまして、広域化を推進する期限といたしまして、今度また5年程度延長ということで、平成30年の4月1日まで延長されております。そしてこの期間中でございますが、見てもお分かりになりますように、徳島県におきましては消防の広域化という形では消防本部の数は変わらず、12消防本部ということになっております。

岩丸委員

分かりました。いろいろな意見を私もよくお聞きするわけなのですけれども、それぞれ各地域、各消防本部ごとのいろいろな特性もありますし、非常に難しいとは思いますが、本来こうしたほうがよいのではないかという点は、同じ消防業務に携わっているのですから、できるだけそういった融通できるところはしたりして、今後ともぜひよい方向に進むようにお願いしたいと思います。

それから最後になるのですけれども、消防救急無線のデジタル化について、現状をお聞かせいただいたらと思います。

野々瀬消防保安課長

ただいま消防救急無線のデジタル化の現況についての御質問をいただきました。

消防救急無線につきましては、現在、アナログでございますけれども、これは、国の電波法関係審査基準の改正等によりまして、平成28年5月31日までに現在のアナログからデジタル方式に移行しなければなりません。そのため、昨年度は県が県下の全消防本部から委託を受けまして、実施設計の業務について県域一括で発注を行い、昨年度末で実施設計を終えたところでございます。

基本計画、基本設計を行ってございました段階では、徳島県内全部の整備として72億円という数字が出ておりましたものが、昨年度末の実施設計では約51億円ということでした。この中身につきましては、消防本部の間で、一部、基地局を共同使用することにより低減が図られているものでございます。昨年度で実施設計ができましたので、今年度からはデジタル化の期限に向けまして、各消防本部、それから県下には消防が非常備の町村が三つあるのですけれども、こちら全国的に消防の応援を受ける場合には必要ということで、一部、デジタル化の制御をするということで、12消防本部と3町村がこれから期限に向けて整備を始めます。現状で整備予定をお伺いしておりますところでは、ほぼ10か所程度の消防本部が今年度から着手して、今の予定だと全て平成27年度までに着手をして終えるように進めていく予定であると聞いてございます。

岩丸委員

ありがとうございました。今後ともぜひお願いしたいと思います。特に常備消防の備わっていない町村、3町村について、お伺いしようかと思ったのですが、それも言っていただきました。今後ともぜひよろしくお願ひいたします。終わります。

重清委員

津波対策について、何点かお聞きいたします。まずは、明日、台風が接近するようございます。今、日本各地で大雨が降って洪水警報や被害が出ておりますので、それに対する対策をきっちりとしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

東日本大震災が発生して、もう2年以上過ぎたのですけれども、阪神大震災と違って、津波や放射能等の問題からも、なかなか復旧復興が進まないなと思います。今度は南海トラフ巨大地震や東海・東南海・南海3連動地震で私たちの地元でも津波が来るであろうということで、いろいろとまた問題点が見えてきたところでありまして、何点か教えてほしいのです。まず、今、避難路や高台への備蓄倉庫等の整備が始まっておりますけれども、まずは高台へ逃げないといけないということで住民は意識しております。ここで、1週間分の食糧備蓄というのがありましたけれども、まず逃げた所で何日間滞在するのか。それとも一回津波が治まったら高台から降りるのですか。東北の津波や今までの地震発生歴史の中で津波に対する対応はどうしたらよいのか、まず明日来るかも分からないと言われております東海・東南海・南海3連動地震に対して、どのような対策をとったらよいのか。私たちは皆、山に逃げないといけないと言っておりますけれども、冬場、夏場といろいろあります。とにかく逃げたあとの対応がどうなっているのか、まずお聞きいたします。

竹岡南海地震防災課長

備蓄の関係につきまして、南海トラフ巨大地震等を踏まえて、どのような対策を考えているのかという質問でございますけれども、今年度4月5日に県と全市町村との間で災害時応援協定を締結いたしました。巨大規模地震が発生した場合に備えまして、その連絡協議会の中で、水や食料品等の物資を連携して備蓄するという備蓄計画を策定するというところで進めさせていただいております。

それで今回、南海トラフの巨大地震の浸水想定が出まして、実際に浸水区域が拡大されたことによりまして、避難場所あるいは備蓄場所について、変更の必要が生じ、今、新たな整備場所が必要だと考えられております。それに伴いまして、沿岸市町では、避難計画を策定する中で、このようなことも検討していくところでございます。

県といたしましては、これらの沿岸市町が、このような対策に取り組むために、これまでも避難所の機能強化、衛星携帯電話の整備といったことで、とくしまゼロ作戦緊急対策事業によって、ハード面、ソフト面において総合的に支援することとしております。今年度も引き続きまして、こういった避難所や避難場所の見直しを進めている市町が、新たに避難所の整備、備蓄倉庫の設置をする場合には、とくしまゼロ作戦緊急対策事業の1億1,200万円を活用いたしまして、整備に関して十分支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから、避難所や備蓄場所の高台への整備につきましては、そういったことを市町が考えている場合には、例えば、急傾斜地崩壊対策を利用した補助事業というのがございますけれども、こういったものも組み合わせまして、できるだけそういった対策が進められるようにしてまいりたいと考えております。

重清委員

やはり津波地域に住む人間と、机の上でいろいろ考える人間とは、少し違うのかなと思いますけれども、高台に逃げたあと、どうするのかという質問をしているのです。1日経ったら降りるのか、3日なのか、どれが正解なのかを聞きたいのです。救助に来ると言うけれど、ヘリコプターでは山の中でつり上げはできないでしょう。それとも3日以内に山までつり上げに来てくれるのか。県はどのような考え方で、山へ逃げろと言うのですか。高台へ逃げたあと、町は津波でやられているのだから、救助には来れないのですよ。山の上に避難したあと、次はどうしたらよいのかを聞いているのです。分かりますか。私たちは現実に山に、高台に逃げたあと、どのようにしたらよいのか。県はどのような対策をとってくれるのかを聞いていなければ、もし自由に動いたら、また二次被害に遭うかも分からないから。その辺りについて、どのように考えて動いたらよいのですかという話です。

竹岡南海地震防災課長

失礼いたしました。救助活動状況をどのように考えているのかという御質問になろうかと思えます。この件に関しましては、今、現状の救援救助計画というのがございます。徳島県広域防災活動計画と申しまして、南海地震を想定した計画がございますけれども、それによりますと、徳島県への応援救助につきましては、自衛隊、警察、消防のそれぞれから派遣する計画になっておりまして、実際に、自衛隊、警察、消防が隣県から、おおむね24時間以内に到着することになっております。そこから12時間程度で救助活動が開始されると思えますけれども、それぞれの方法で救援救助にあたるとしておりまして、遅くとも発生後、72時間以内に救援救助ができるような体制になっております。

重清委員

警察や自衛隊が何とか救助に来ますというのは分かるのですけれども、今、道路はないのですから。牟岐から島全部が浸水地域で、車両も何も入れない。その場合に、どのような対策救助方法があるのか。船なのか、ヘリコプターなのか。いろいろあるのですけれども、それは3日とか、本当にすぐに来てほしいのですが、来れるかどうか分からない。そんな大まかな防災計画などない。今、明日にも来るかも分からないようなこの切迫したときに、山に逃げたあと、どんな救助をしてくれるのか。安心して住むためには、それが必要なのですよ。今の話では分かりません。どのようにして待っていたらよいのか。こういう体制で、こうして行きますというのがあれば、教えてほしいのです。今のような、こんな話では安心して住めません。どうしたらよいか分かりません。何千人も山の上にいるのですよ。その人たちは、自分たちがどうしたらよいのか教えてほしいわけですよ。助けに来

ますと言っても、ヘリコプターで山の中に避難した何千人もの人を一人一人つり上げるのですか。どこにいるかも分からないでしょ。その辺りのことについて、東日本大震災の時はどうしたのか。最低これぐらいの期間、こういうふうにいてください、その間にこう来ますよといった具体的な話。これは食料備蓄の問題も一緒です。どこから来るのか、どこと契約しているのか。具体的にどこがどのようにして何日で来るから、その間はいてくれと。浸水地域とそうでない地域の食料や水はこういうふうにしますよと。そういう具体的なことをはっきりさせてほしいのです。何年かかっているのですか。死者ゼロと言いながら。その辺りが分かりにくい。具体的なことを一つ一つやってください。今から液状化現象に対する対策等、いろいろとしないといけないのは分かります。そのようなことは、やはり、すぐにはできないので、このような計画でやりますというの分かるのですけれど、今、現実に地震が来たときにどのようにしたらよいのかというのが見えてこないのです。安心できないのです。その辺りをもう少し分かりやすく、分かる範囲で。

竹岡南海地震防災課長

まず、救助活動についてでございます。先ほど委員から御指摘がありましたとおり、陸路については、かなりの浸水が予想されますので、実際のところ、途中の55号を例に出しますと、日和佐道路辺りまでは通行できますけれども、そこから先が通行できない、そのような場合は、自衛隊のヘリコプターを利用いたしまして、空路あるいは海上からの輸送ということも、一応計画の中では入っております。

それから、救助救援物資がいつまでに、どこから来るのかということにつきましては、現在、計画によりますと、食料、飲料水については、南部地域においては、農林水産省と国土交通省が調整し、調達いたします。福岡県からの物資の確保、経路確認に1日かかると、それから拠点までの輸送におおむね1日かかるということで、おおむね3日以内には輸送ができることになっております。それから、これらの現計画以外にもこれまで広域応援協定を結びまして、近県からの支援、特に関西広域連合、それから中四国のカウンターパートとして、鳥取県と応援受援対策協定を結んでおります。これにつきましても、この計画の具体案に向けまして、実際の救援体制づくりを順次進めているところであります。

重清委員

今、聞いていたら、警察等は本当にどこから来るのですか。日和佐道路から通れないのであれば、国土交通省は、通行止めをした場合に、こういう車両は通すのですか。浸水地域へ行かせるような計画ですか。消防団も全部逃げてくれと、警察だって言っているのだけれど。そういう防災計画でよいのですか。この計画のように、警察は間違いなく来るのですね。

竹岡南海地震防災課長

警察の広域緊急援助隊につきましては、現計画では埼玉県、あるいは警視庁、それから新潟県の各機動隊が28時間以内に、また、増強部隊が48時間以内に、人数でいきますと

720名が県内に応援に来ることになっております。

重清委員

徳島まで来るということで、本部まで来るというのは分かるのです。そこから被災地に入れるのかと聞いているのですよ。私たちは救助される身です。確実に72時間以内に来てくれるのか、徳島へ来ても、そこから振り分けして行くのでしょ。そのときに、入れない所まで入っていくような話で、計画はできているのですかということですよ。

楠本危機管理政策課長

まず細かい計画は、いろいろとあります。例えば、今、地震が起こります、そして、津波が来ます。この場合、通常、津波警報が解除されるまでの最低6時間ぐらいの間は、とにかく山へ逃げてくださいというようになります。そして、24時間ぐらいは、逃げた場所で止まっていただくようになるのです。ただし、東日本大震災の際もそうでしたが、冬場は寒いとか、反対に夏場は暑いというような状況の中で、せっかく逃げても、その場所で一昼夜過ごすというのは非常に厳しいということで、QOLの確保のために、そこで備蓄倉庫等を準備し、毛布なども置いたりして、とにかく一昼夜はそこで止まっていただくという構想にしております。

それと、長期浸水になる場合には、ボート等で救出に行かないといけません。まずは、水が引いた所から入っていくようになるのですが、第1次的には、やはり南部運動公園等に集結して、最初、緊急的にはヘリコプターから救出救助活動すると。計画では命が助かる確率が高い3日間、つまり、72時間のうちにそうした救出救助をするという計画です。自衛隊をはじめ、警察等で細かな点もいろいろと検討しておりますし、現在も想定が大きくなりましたので、山から啓開しながら行った場合どれぐらいの時間がかかるのか、また海上からの場合はどうかといったことで、救出救助を72時間以内に行うための計画を進めていくことになります。

1週間分の食糧備蓄という国の想定がワーキングに出たのは、やはり、通常の生活に回復するまでの期間が長期化するおそれがあるということで、二次避難所での食料や水を、なるべく多く備蓄をしてくださいという理由からです。まずは、即、逃げていただいて、そこで救援を待っていただく、これも一昼夜は覚悟していただくということをお願いしたい。そして、3日のうちに救助が入ります。そこから二次避難場所への輸送をしていく、しかし、やはり大人数なので、いろいろな手段を使って、次の二次避難場所へ逃げていただくと。細かな打合せをしながらこのような計画を立てております。

前の計画でも広域の計画はできているのですが、今回また国においてもそういった対策を見直すようになっておりますので、やはり、住民の方にきっちりお示しすることによって、安心して逃げていただいて、救助を待っていただくということを県としても御説明していきたいと考えております。

重清委員

今の話ですと、一昼夜は山でいてくれということで、前回も牟岐町から東洋町までの間、23時間の国道が通行止めになりましたので、とにかくこれぐらい、1日は山の上でいると待っていたらよいのですね。私の住む所から避難所までは何キロメートルも歩いて行かないといけない。全部被災している地域や、津波が来た浸水地域を歩いて行くということになると、厳しいと思います。どこに逃げて、どういう計画に基づいて避難すればいいのか、やはり、この防災計画をきっちりと早く出してほしい。急ぐものは早めに出してほしい。きちんとした被害想定ができあがらないと計画ができないというのなら、明日にも地震が来るかもしれないというようなことを言うのはやめてほしいなど。それと、前回出されたのは2年前で、そのあと浸水域の想定が高くなりました。国土交通省も同じですけども、鯖瀬地区などの道路は大丈夫なのですか。その辺りの国土交通省との話。それから県道も一緒ですよ。どこまでが浸水するのか分かりにくい。ここからであれば、ここへ逃げたら大丈夫ですよということを示してもらわなければ。やはり、町道は町、県道は県で、きっちりと分かるようにしていただけませんか。その調整については、やはり県がしてほしいということもありますけれど。一体どこで地震が起こるか分からないのに、逃げたが、ここも浸水する所だったというのでは話になりませんので。今後の課題として早急にやってほしいなど。お願いしておきます。

それと、来月被害想定が出るということですが、前の二連動の時かな、各市町村のを出していただきました。あの時もきちんとした対策を同時にしてほしい、発表してほしいと言いました。あれから何年経ちましたか。前回の被害想定が発表されてから5年か7年か分かりませんが、今、何名ほど軽減されてますか。その辺りはどのようになっているのですか。死者ゼロと言いながら、どれだけ軽減できたのでしょうか。津波高が高くなっているのですから、恐らく今度はまだそれ以上の被害想定が出るでしょう。出すだけで何にもできないということでは話にならないのです。計画を一緒に出してほしいと、前の時もお願したのです。津波高の被害想定だけを報告して、あとはまだ何もできておりませんということでは、不安だけが増しますので、この辺りについては、きちんとできているのですか。来月発表するという被害想定対策はできているのでしょうか。まず、このことについて、発表してもらえますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から、今度発表する予定の被害想定とその対策について、どうするのかという御質問でございますが、平成16年度に委員御指摘のとおり、東南海・南海地震を想定したマグニチュード8.6クラスの地震被害想定につきましては、県内における死者数が最大約4,300人とあったことで、翌年、徳島県では地震対策行動計画を立ち上げまして、主に津波避難対策とか、耐震化に関する対策について市町村とも連携し、重点的に進めてきたところでありまして。そして、今回出そうとしております、南海トラフ巨大地震に関する被害想定につきましては、マグニチュード9.1ということで、考えられる最大クラスの被害想定ということになっておりまして、まずは7月中に市町村別の人的被害、建物被害について、策定、公表したいと考えております。この死者数、建物被害等について、単に発

表するだけではなくて、こうすれば死者が減りますといった減災効果などにつきましてもしっかりお示ししまして、命に直結する避難や、耐震化に関する個別計画に反映させたり、これに基づく具体的な対策につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

重清委員

2年前の被害想定では4,300人ですか、それで、宍喰町では400人の死者という数字が出されたわけですが、今、これはどれだけ軽減されているのですか、この9年間のうち、ソフト及びハード対策で。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

これまで前回の被害想定を出して以降、県内におきましては、津波被害に関しましては市町や県による避難路や、避難タワーあるいは高速道路、がけ地の保全施設を利用した避難場所の整備等を進めてきました。これらを進めてきた結果、前回の想定からどれくらい死者が減ったということについては、試算しておりません。御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

重清委員

それでは、今度また8メートルどころか9メートルという津波高の想定が出されるのですけれども、県南の住民は皆、逃げる意識は持っておりますが、高齢にもなっております。9年も経てば、若い人もいないし、一緒に逃げないかという人たちも少なくなっております。条件的に良くなるとは思えません。大変厳しい想定が出ると思います。その時の対策をどうするのか、前の時であれば、避難路を付けるといったような対策でしたが。今度はどのような対策を出そうとしているのか、本当に検討しているのか、ただ被害想定だけを出そうとしているのか、これについては、まだ1か月ありますけれど、どういう方向ですか。こういう対策をやりますというきちんとしたものを一緒に出していただけますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

次に公表します被害想定につきまして、対策を出すかどうかということでございますが、まず、先ほども申し上げましたが、被害想定の数値の発表と同時に、減災効果などもお示ししたいと考えておまして、死者を減らす対策といたしましては、内閣府も公表しておりますとおり、まずは、津波避難対策、建物の耐震化については、引き続き、重要な対策の柱になると考えております。被害想定をもとに市町村と連携を密にして地元の意向も含めながら、避難場所の整備など、効果的な対策をしっかりと展開してまいりたいと考えております。以上です。

重清委員

被害対策がきちんとできて、意識もあつたら死者ゼロになっているはずでしょ。今度出せるのかという話ですよ。死者数は今度また増えるのでしょ。ということは、9年間でそ

れほど対策が進んでいないのでしょ。その安全対策をきちんと出してほしい。死者数だけ出されたのでは話になりませんよ。毎回言っているでしょ。今度出すときには、それを一緒に出していただけますか。

三宅危機管理部長

特に津波被害について、住民の方々の速やかな避難ということで、いろいろな避難路の整備等、直ちにそして全てを完璧にすることは非常に難しいと思います。けれども、まずは、地域の方々に避難をしていただく、そのための場所、あるいはその通路を、市町村でいろいろ御検討いただいて整備していく。県はその際に市町村とも御相談させていただきながら、その御支援をさせていただいているという状況でございます。ですから、個々の地域でどこまでそういった準備ができているかというのは、地域ごとで状況の違いもあろうかと思っておりますので、この場ではなかなかここまでやったから完璧だというようなお答えはできない状況ではございますけれども、こういったことを1つずつ積み重ねていくことが重要だと思っております。今度も恐らくそれぞれの市町村別で想定される死者数、あるいは建物の倒壊数を個別に算定していくことになるので、それに対して、どうすればその死者が減らせるかということ、当然、一緒に説明させていただかなければいけないと思っております。ですから、特に津波については、やはり、地域の方々の御協力があって初めて成り立つことですから、そういった地域の方々の防災意識の高揚といろいろな条件整備を進めていくことによって、これだけが軽減されるだろうという御説明になろうかと思っております。それを少しでも具体的に、そして、現実にそれぞれの地域でしっかりとできるような、そういう形を速やかに作っていきたいという思いでございますので、個々の市町村とも十分御相談をさせていただきながら、死者を減らせるような計画に取り組んでいきたいと思っております。

重清委員

問題の地域は分かるのですが、避難困難地域をどうするのか。何年もかけて言っているのですが、それに対する答えが今まで出てこない。実効性がある答えを考えてくれませんかという話ですよ。何年もこの地域をどうするのかとお願いしているでしょ。その答えがないのに死者数だけ出されても同じです。逃げられませんよ、これだけの人が死にますという数字だけ出されても仕方がない。どうにか考えてくれないかという話ですよ。ないのですか。対策が何にも出てこないかという話ですよ。これについて、考えてほしいと、何年もかけてお願いしているのに。何か希望の一つでも出していただけませんか。それもなしに死者数だけ出されても。避難困難地域で対策ができれば、ほかの地域は全部いけるのだと何回言っているのですか。そこがほとんど進んでいないでしょ。多少はしていても絶対的な解決策にはなっておりません。ここです。そんな大きな避難計画や防災計画、徳島県全体のとか、そういうものではないのです。個々個々の避難困難地域において、ここについてはどうしますか、こういうやり方もあるが、こういうやり方もある、しかし、今、財政的にはこうだ、これぐらいかかるかも分からないとか、いろいろなことを検討し

ていただけませんか。今度発表するときには、この決意をみせてほしい。どうですか。何にもなしというのは勘弁してくださいよ。死者数だけ出されるのは。今の状況で、今のよ
うな抽象的な対策をしますというのでは。ここまできているのですから。もう最初の被害
想定から9年でしょ。次の想定でまだ大きい数値が出るのであれば、どうしてももう少し考
えてくれないのか。場所はもう言わなくても分かるでしょ、どうですか。町と相談しても
なかなかないのだから、もう少し町民が安心できるようにということだけでもいいです。
みんな逃げないといけないという気にはなっているのです。逃げられない所ではどうした
らよいか。解決には少しも進んでいないですよ。

三宅危機管理部長

個々具体の地域にどういったものが必要かということで、海部郡の各町とも十分御相談
させていただきながら、具体的な対応をとれるように早急に協議してまいりたいと考えて
います。

重清委員

必ず出しておいてください。よろしく申し上げます。これだけを要望しておきます。こ
の津波対策、防災対策、今朝の委員会の中でも話のあった活断層の件など、いろいろとあ
るのですけれど、本当にもう少し具体的なところに進んでほしい。市町村で、防災公園や
防災拠点を作りませんかなどと地元では協議をしておりますが、やはり、今の問題点は、
既にいろいろとみえてきているのですよ。それに対する対策を、もう少し進めてほしい。
安全・安心と言いながら、少し待っていただきたいといって、今回また被害想定だけ大き
く出されても。必ず安心できるような対策を出してほしい。そんな具体的に何年にこれを
しますとか、今年これをしますとか、そういうことを要望しているのではないのです。こ
ういうやり方であればどうですかとか、いろいろと対策はあるはずなので、それが今まで
出てきてないのです。それについて、具体的に検討していただきたい。山へ逃げます。そ
うしたら3日で助けに来ますよという。これだってよく分からない。水にしても食料にし
ても徳島までは来るでしょう。でも、そこから被災地までどうやって運ぶのかというのが、
少しも見えてこないのですよ。自衛隊が運んで来ますよという話ですか。その辺りのこと
を、もう少し具体的に、この地域はこうやって来ます、その時は、まずは救助に来ます、
そのあと何日後には食料も来ますと。そういったルートやその地域の方々が安心できるよ
うな計画をきちんと立ててほしい。もうここまで来たらどこかと協定を結んでいますとか
そういうことではないでしょ。具体的な話をしてほしい。抽象的な対策をとられても仕方
がない。具体的な対策をとっていただきたい。これだけを要望して終わります。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号, 議案第2号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時24分)